

I 経緯

- 「すべての女性が輝く政策パッケージ」(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
 - ・ ストーカー対策の抜本的強化 「関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ」

平成27年3月20日 ストーカー総合対策 策定

- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)」(平成28年12月6日成立)
 - ・ 規制対象行為の拡大、行政措置及び罰則の見直し、関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持の配慮 等

平成29年4月24日 ストーカー総合対策 改訂

II 概要

1 被害者等からの相談対応の充実

- ◆ 早期の段階で被害者等が関係機関につながるができるよう、被害者等からの相談窓口の充実
- ◆ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(以下「職務関係者」)に対し、被害者等の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発の実施
- ◆ 民間の自主的な組織活動を含めた関係機関間の連携協力の推進

2 被害者情報の保護の徹底

- ◆ 加害者となるおそれのある者に対し、被害者等に係る情報の提供が禁止されていることに係る関係者への周知
- ◆ 職務関係者による被害者等の秘密の保持への十分な配慮
- ◆ 国、地方公共団体等が保有する被害者等の個人情報等の管理について、ストーカー行為等の防止のための必要な措置の実施

3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

- ◆ 婦人相談所における一時保護、都道府県警察における一時避難に係る経費の補助等、一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進
- ◆ 婦人保護施設における中長期支援、公的賃貸住宅への優先入居等、長期的避難のための支援措置の実施
- ◆ 弁護士費用の負担軽減、地方公共団体が実施した措置に対する地方交付税による財政措置等、被害者等への経済面からの支援方策の実施

4 調査研究、広報啓発活動等の推進

- ◆ 国、地方公共団体による加害者を更生させるための方法、被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進
- ◆ ストーカー行為等の被害実態把握のための取組の推進
- ◆ 被害者にも加害者にもならないための教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進
- ◆ ストーカー被害の未然防止・拡大防止等に関する広報活動を通じた知識の普及及び啓発の推進

5 加害者対策の推進

- ◆ ストーカー加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携した様々な段階における更生に向けた取組の推進
- ◆ 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特異動向等に係る保護観察所及び警察の連携による必要な措置の実施
- ◆ 加害者への治療等に係る警察及び地域精神科医療等との連携の推進
- ◆ 受刑者及び少年院在院者に対する、ストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及び充実

6 支援を図るための措置

- ◆ 人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策のための財政上の措置